

令和8年度長岡京市福祉事業者等事業 継続支援補助金要領

申請期日	令和8年8月31日(月) まで
問い合わせ、申請先	長岡京市健康福祉部地域福祉連携室企画総務係 (本庁舎3階 36番窓口) 電話 075-955-3135 FAX 075-951-7739 〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1-1
メールアドレス	chiikifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

補助金の概要

物価高騰等の影響下において、市内で事業を実施する介護サービス事業所・障がいサービス事業所・保育事業所等に係る光熱水費や食材料費等の経費に関し、事業継続支援を目的として、各事業所の利用者数の規模等に応じて支援を実施します。

【補助対象事業者及び交付額】

対象事業者	事業形態	光熱水費支援	食材料費支援※2
高齢	入所系	定員1人当たり 6,000 円	定員1人当たり 9,000 円
	通所系	定員1人当たり 2,000 円	定員1人当たり 3,000 円
	訪問系	1施設 42,000 円	—
障がい	入所系	定員1人当たり 6,000 円	定員1人当たり 9,000 円
	通所系	定員1人当たり 2,000 円	定員1人当たり 3,000 円
	訪問系	1施設 42,000 円	—
子ども	私立保育所等	定員 100 人以下 1施設 40,000 円	定員1人当たり 700 円
		定員 101 人以上 300 人以下 1施設 60,000 円	
		定員 301 人以上 1施設 200,000 円	
	私立幼稚園 放課後児童クラブ ※1	在籍児童数 100 人以下 1施設 40,000 円	—
		在籍児童数 101 人以上 300 人以下 1施設 60,000 円	
		在籍児童数 301 人以上 1施設 200,000 円	

定員数は令和7年12月1日時点とする。

※1 私立幼稚園並びに放課後児童クラブは令和8年1月時点の在籍児童数とする。

※2 日常的に食事を提供している事業所が対象となります。(おやつのみ提供は対象外)

【対象となるサービス種別等】

分野	事業形態	対象サービス事業
高齢	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、(介護予防)短期入所生活介護(空床型除く)
	通所系	通所介護(通所型サービス(総合事業)含む)、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
	訪問系	訪問介護(訪問型サービス(総合事業)含む)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与(特定販売含む)、居宅介護支援(介護予防支援含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域包括支援センター
障がい	入所系	短期入所(空床型除く)、共同生活援助、施設入所支援、福祉ホーム
	通所系	生活介護(通所のみ)、就労移行支援(就労定着支援含む)、就労継続支援(A型・B型)、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センターⅡ型
	訪問系	計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援(地域定着支援含む)、居宅介護(同行援護、重度訪問介護、行動援護、移動支援含む)、保育所等訪問支援
子ども	私立保育所等	認可保育施設(民間のみ)、小規模保育施設、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設(院内保育事業所を除く)
	私立幼稚園 放課後児童クラブ	私立幼稚園、放課後児童クラブ(民間のみ)

※短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護医療院に含まれます。

※一部事務組合の運営する事業所は対象外となります。

【対象事業所要件】

令和7年12月1日から令和8年3月31日までの間において継続して長岡京市内で事業を実施している者であり、申請日時点も事業を継続している者を対象とします。

申請手続き等

【申請方法】

以下の提出書類を窓口まで持参・郵送・メールによりご提出ください。

原則として、法人ごとにとりまとめてご提出をお願いいたします。

提出物	交付申請書（別記様式第1号の1、1号の2または1号の3） 口座振替依頼書 振込先口座の確認ができる資料（金融機関預金通帳の写しなど） 京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金の交付決定通知書の写し （交付を受けている事業所のみ） 私立幼稚園物価高騰等臨時支援事業費補助金の交付決定通知書の写し （交付を受けている事業所のみ）
提出期日	令和8年8月31日(月) まで
提出先	長岡京市 健康福祉部 地域福祉連携室 企画総務係 宛 ※事業継続支援補助金申請書在中と朱書きしてください。 〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号 (電話)075-955-3135(直通) (メールアドレス) chiikifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

【郵送の場合】

- ・交付申請書、口座振替依頼書に必要事項を記載します。
 - ・振込先口座の通帳の「表紙」・「表紙裏の見開き」の写し(銀行名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が読み取れるもの)を用意します。
 - ・「長岡京市 健康福祉部 地域福祉連携室 企画総務係 宛」に書類を郵送してください。
(提出期日の当日消印有効)
- ※受理した書類はお返しいたしません。
※メールで提出される場合は下記ホームページから提出書類をダウンロードしてご利用ください。

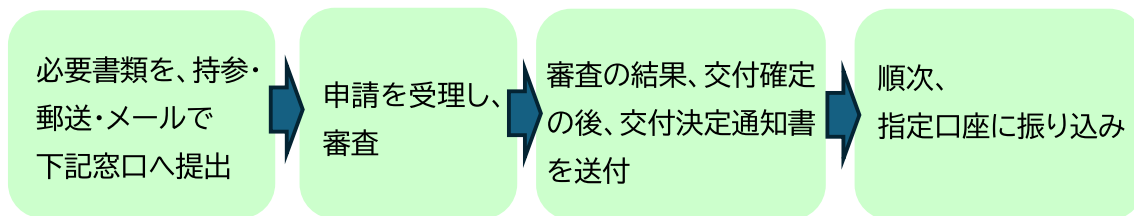
【ホームページ】

<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000015822.html>

から提出書類をダウンロードできます。

【申請から支給までの流れ】

▶ 申請の流れ



※原則、法人ごとにとりまとめ、申請は1施設単位で行ってください。不明な点がありましたら窓口までお問い合わせください。

※提出された申請内容について、問い合わせを行う場合があります。交付申請書に記載する連絡先等の記載内容には誤りのないように記載(入力)してください。

【証拠書類の保管について】

本補助金の交付に係る書類について、交付決定日の属する年度の終了後、10年間保管してください。

申請内容に虚偽等があったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消し、返還を要求する場合があります。

交付要件詳細

分野	要件	内容
全体	交付対象	令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間、継続して長岡京市内で事業を実施する事業者。期間全て休止していた事業者及び期間後に事業を開始した事業者は対象外となります。期間内に事業を開始した事業所は、期間中の任意の時点の定員数を記載してください。
全体	所在地	長岡京市内に所在する事業者。法人が市外にあっても、対象事業者が市内に所在していれば対象となります。
全体	支援対象経費	「対象となるサービス種別等」の表に該当する事業者は、「補助対象事業者及び支給額」の表を参考に、光熱水費及び食材料費について申請してください。光熱水費のみ該当となるサービス種別もありますので、ご注意ください。

分野	要件	内容
全体	申請書	高齢、障がい、子どもの事業区分ごとに、法人ごとにまとめて申請書に記入してください。
子ども	申請単位	1施設単位で申請してください。
子ども	//	定員数は認可定員での申請をお願いいたします。 私立幼稚園・放課後児童クラブ等は、在籍児童数での申請となります。
子ども	食材料費	3歳未満も含めた利用定員で申請してください。日常的に食事提供を行っていない場合は申請することができません。
高齢・障がい	申請単位	高齢、障がいについては、事業所番号単位の申請となります。ただし、同一事業所番号で、別施設での運営の場合は施設ごとに申請してください。
高齢・障がい	短期入所	短期入所・(介護予防)短期入所生活介護について、以下のとおり申請してください。 単独型:事業所単位の定員で申請してください。 併設型:併設している入所系と併せて申請し、入所系の定員数と短期入所の定員数を合計して申請金額を計算する。 空床型:本体の入所系として申請するため、対象外です。
高齢・障がい	//	サービス提供の一環で食事を提供し、報酬の請求を行う事業所が対象となります。おやつのみ提供は対象外です。 障がいでは、通所系のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスは対象外です。
高齢	介護予防	居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施している場合は、居宅サービスのみで申請してください。(事業所番号が異なっても同様)
高齢	日常生活支援総合事業	日常生活支援総合事業のうち、介護サービスと両方の指定を受けている場合は、介護サービスで申請してください。(事業所番号が異なっても同様)
高齢	通所系サービスの定員数	複数の単位で実施している場合、同一時間内に利用されている最大の定員数で申請してください。 例) 9:00~12:00(定員10名)、13:00~16:00(定員5名)、9:00~16:00(定員20名)の3単位で実施している場合⇒申請定員数は30名となります。(9:00~12:00に30最大30名となるため)

分野	要件	内容
障がい	施設入所支援	施設入所支援を提供している障害者支援施設は、施設入所支援と通所系について指定を受けているが1施設としての申請となります。外部から通所する利用者を受け入れていて、施設入所支援の定員数を超える場合、施設入所支援の定員数に超えた人数を加えた数で計算してください。
障がい	計画相談支援	計画相談支援と障害児相談支援の両方の指定を受けている場合、どちらか一方での申請となります。
障がい	居宅介護	居宅介護と同行援護や重度訪問介護や行動援護や移動支援の指定を受けている事業者は、最も利用実績の多い主たるサービス種別で申請してください。
障がい	訪問系	通所系と同じ事業所番号で指定を受けている場合、通所系で申請してください。
障がい	通所系	従たる事業所がある場合、1つの事業所として申請してください。定員数は合算して計算してください。
障がい	//	通所系が同一事業所番号で多機能として複数のサービスを実施している場合、多機能型事業所として定められている合計人数で申請してください。(定員を合算して申請が可能です。)